

令和元年度

広域最終処分場建設に伴う

排水路整備に係る測量・地質・設計業務

特記仕様書

東総地区広域市町村圏事務組合

第1章 総則

第1条 業務の目的

本業務の目的は、東総地区広域市町村圏事務組合(以下「委託者」という。)が計画する広域最終処分場建設に伴う排水路整備工事に必要な測量、地質調査、詳細設計を実施するものとする。

第2条 委託業務名

広域最終処分場建設に伴う排水路整備に係る測量・地質・設計業務

第3条 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和2年3月25日まで

第4条 委託業務箇所

銚子市森戸町地先

第5条 適用

この特記仕様書は、「広域最終処分場建設に伴う排水路整備に係る測量・地質・設計業務」の実施に関する詳細又は特別な事項を定めるものである。本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類または業務の性質上、当然必要と思われるものについては、受託者の責任において、すべて完備しなければならない。

第6条 仕様書等

本業務の実施にあたっては、「千葉県設計、地質、土質調査、測量各業務共通仕様書」、その他関係法令に基づくものとする。

第7条 業務の指示および監督

本業務を実施するにあたっては、委託者の意図及び目的を十分理解した上で経験のある管理技術者を定め、かつ適切な人員を配置して最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。

併せて、本業務の受託者は業務を施工するにあたり、当該計画に基づき、別に定める監督員と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けること。

なお、業務の実施にあたっては、業務計画書等を作業着手前日までに書面をもって提出し、委託者の承諾を得ること。

第8条 協議・打合せ

業務着手時、中間時、納品時において業務打合せを行うものとする。中間時においては、各業務の区切りの他、監督員が必要と判断した時点において適時行うものとし、2回程度を予定する。

第9条 成果品に対する責任の範囲

受託者は、本業務終了後といえども、誤測、誤認又は設計の失速、不備が発見された場合、及び工事着手にあたり施工上困難な場合は速やかに図書の訂正をしなければならない。なお、これに要する費用は、受託者の負担とする。

第10条 成果品の管理及び帰属

成果品の管理及び帰属は、すべて委託者側とする。受託者が成果品を公表することについては一切これを認めない。

第11条 資料の貸与等

本業務の遂行上、必要な資料については、委託者が受託者に貸与するものとする。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、委託者に提出し、業務完了と共に全て返却するものとする。貸与を受けた資料は、棄損または滅失しないように丁寧に扱うこと。

第12条 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、関係する法令、規則等を遵守しなければならない。

第13条 秘密の保持と中立性の義務

受託者は、本業務の遂行によって知り得た事項を委託者の許可なしに第三者に漏らすてはならない。また、業務にあたっては中立性を厳守しなければならない。

第14条 現場補償

受託者は、測量作業上やむを得ず工作物、樹木等を使用して作業するときは、所有者、占有者の承諾を得て作業を行うものとし、この場合生じた損失及び補償に要する費用は受託者の負担とする。また、障害物を伐除する必要がある場合は委託者に報告し、その指示を受けなければならない。受託者は障害物を伐除した場合、これに伴う損失の補償は受託者において行うものとする。

第15条 事故の防止

現地作業にあたっては、安全管理に留意し、労働基準法その他関係法令等を遵守し

円滑に業務を履行しなければならない。また、受託者は本業務中に生じた諸事故に対して一切の責任を負い、発生原因、経過、被害の内容を委託者に報告するものとし、損害賠償等の請求が生じた場合は、受託者の責任において一切の処理を行うものとする。

第 16 条 検査

本業務は、委託者の検査合格を持って完了とする。なお、納品後に成果品に記入もれ、不備または、誤りが発見された場合、受託者は速やかに訂正しなければならない。

第 17 条 業務の変更及び停止

委託者が必要と認めるときは、業務の変更もしくは停止を命ずることができる。この場合の変更については、協議の上、契約金額を増減する。

第 18 条 疑義事項

本仕様書の定めた事項または定めのない事項等で業務実施中に疑義が生じた場合、受託者は委託者と前もって協議し、その指示に従うこと。

第 19 条 その他

現地による調査、測量にあたって土地に立ち入る際には、道路法第66条に基づき委託者が交付する身分証明書を携帯し、あらかじめ土地所有者等の了解を得るなど、地元住民と協調を保つよう、十分に心掛けるものとする。

第2章 業務内容

1 測量

1-1 公共基準点及び水準点

測量作業にあたって使用する座標値及び水準点については、公共基準点及び水準点を使用するものとする。

1-2 路線測量

既往資料や本業務で実施する設計作業を踏まえ必要となる管路の詳細測量を行う。作業項目及び数量については以下のとおり。

- ・作業計画 1業務
- ・縦断測量 L=0.1 km
- ・横断測量 L=0.1 km
- ・平面図修正 A=0.1ha

※横断測量については、全幅45m未満とし、測点間隔は10mを標準とする。

1-3 安全管理

測量実施にあたっては関係法規を遵守するとともに、特に道路上の作業時には、必要に応じて交通整理員や安全標識等を設置して、作業中の安全に留意しなければならない。

2 地質調査

2-1 地質調査

- (1) 排水施設再構築に向けて、地下水位等地質状況の確認のため以下の機械ボーリングを行う。なお、当初設計のボーリング孔の条件は以下のとおりとする。

箇所	掘削方向	孔径	土質区分	延長
			砂質土	
No.1	鉛直方向	66 mm	5.0m	5.0m
合計			5.0m	5.0m

- (2) ボーリング位置の決定については、監督員と現場立会のうえ、決定するものとする。

2-2 資料整理

ボーリング調査の結果により当該地域の地質状況の考察を行い、資料としての取り纏めを行う。

3 設計

3-1 管路施設実施設計

既設排水施設の撤去及び新たに設置を予定する排水管渠についての詳細設計を行う。計画にあたっては、現地の詳細状況の把握に努めるとともに、合理的な施工の実現への配慮を十分行うものとする。作業項目については以下のとおり。

・管路施設実施設計(開削工法:1,200 mm未満) L=50m

- ①資料収集 ②現地踏査 ③設計計画 ④各種計算 ⑤耐震計算(LV1)
- ⑥設計図作成 ⑦数量計算 ⑧照査

3-2 概算工事費算出

設計成果より本業務にかかる概算工事費用の算出を行う。費用の算出・分類方法については委託者の指示、または協議により行うものとする。

3-3 報告書作成

業務の成果として、報告書の作成を行う。作成にあたっては、計画決定の経緯、諸条件等を明らかにするとともに、施工実施時の留意点等についても整理し、報告書としての取り纏めを行う。

4 成果品

4-1 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ・報告書(製本:A4版) 2部
- ・同上原稿 一式
- ・測量成果簿 一式
(測量計算書、座標一覧表、図面写し、写真等を綴ったもの)
- ・地質調査結果(採取資料を含む) 一式
- ・その他監督員の指示する事項 一式

※原稿は CD-R 等の記憶媒体(データ形式は Word 及び Excel 等)で納品すること。